

平成二十年政令第三十九号

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令
内閣は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（短期給付に関する規定の適用を受けない者の要件等）

第二条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項第一号及び第三号に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をいう。次項において同じ。）とする。

2 法第五十四条第一項第一号及び第三号に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子の全てが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国協定第一条1（f）に規定するアメリカ合衆国の実施機関により証明がされた者とする。

（短期給付に関する規定の適用に関する期日）

第三条 法第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受けない者が同項各号のいずれにも該当しない者となつたとき（教職員等（同法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下この条において同じ。）でなくなつたときを除く。）は、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなし、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける者が法第五十四条第一項各号のいずれかに該当する者となつたときは、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（短期給付に関する規定の適用を受けない加入者の掛金の割合）

第四条 法第五十四条第二項に規定する政令で定める範囲は、千分の十八を超えない範囲とする。

（審査請求を相手国実施機関等を経由してできないこととされる社会保障協定）

第五条 法第五十六条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第八十九条各号に掲げるものとする。

（審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができることとされる相手国法令）

第六条 法第五十六条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第九十条各号に掲げるものとする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。
（日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令等の廃止）

2 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成十一年政令第二百八十一号）
- 二 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成十二年政令第五百一号）
- 三 日本国及び大韓民国の両国において就労する者に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成十六年政令第四百十五号）

- 四 日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成十七年政令第三百十二号）
- 五 日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成十八年政令第四百号）
- 六 日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成十八年政令第四百三号）

附則（平成二〇年二月五日政令第三七二号）

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第二条第十七号の次に三号を加える改正規定（第十七号の二に係る部分に限る。）、第六条の表の改正規定（同表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分を除く。）、第七条の次に一条を加える改正規定、第十条に一号を加える改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定、第四十二条に三号を加える改正規定（第六号に係る部分に限る。）、第六章中第四十三条の前に一条を加える改正規定及び第四十七条の次に一条を加える改正規定、社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
- 二 第二条第七号の改正規定、同条第十七号の次に三号を加える改正規定（第十七号の三に係る部分に限る。）、第六条の表一の項の改正規定（「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分に限る。）、第十七条の改正規定、第二十条に二号を加える改正規定（第三号に係る部分に限る。）、第二十一条及び第二十五条の改正規定（「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定（「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）、第三十二条（見出しを含む。）、第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条の改正規定、第三十六条の改正規定（同条第二項の改正規定中「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）、第三十九条（見出しを含む。）、及び第四十条の改正規定、第四十二条に三号を加える改正規定（第七号に係る部分に限る。）、第四十三条の改正規定、第四十六条第二項の改正規定（同項第二号の改正規定中「又はチェコ協定」に係る部分を除く。）並びに第四十八条第一項の表三の項の改正規定、社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の効力発生の日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定、社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の効力発生の日

附則（平成二二年九月一日政令第一九一号）

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する政令第二条第四十号及び第四十一号の改正規定、同条に二号を加える改正規定（同条第五十一号に係る部分に限る。）、同条第三十四号に二号を加える改正規定（同条第七号に係る部分に限る。）、同条第六十一号に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）、同条第七十二号に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る。）、同条第九十六号（見出しを含む。）の改正規定（同条第三号に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同条第九十七条に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る。）、同条第九十八号の表に次のように加える改正規定（同表九の項に係る部分に限る。）、同条第九十九号の表に次のように加える改正規定（同表九の項に係る部分に限る。）、同条第九十九号第二号の改正規定並びに同条第二百二十九号第一項第二号の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法の特例に関する政令第二条の改正規定、同条令第十八条に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）、及び同条第四十条に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る。）、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法の特例に関する政令第二条の改正規定、同条第十八条に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）、及び同条第四十条に二号を加える改正規定（同条第九号に係る部分に限る。）並びに第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の五に係る部分に限る。）、同条第十八号及び第十九号の改正規定、同条第二十条に二号を加える改正規定（同条第五

号に係る部分に限る。)並びに同令第四十二条に二号を加える改正規定(同条第九号に係る部分に限る。) 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日

附 則 (平成二十三年一月二八日政令第三五九号)

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十条第四十三号の改正規定、同条に二号を加える改正規定(同条第五十三号に係る部分に限る。)、同令第二十一条第一項に二号を加える改正規定(同項第八号に係る部分に限る。)、同令第三十二条に一号を加える改正規定、同令第四十九条第二項の改正規定、同令第五十条の改正規定(同条第十四号に係る部分を除く。)、同令第五十一条の改正規定、同令第六十一条に二号を加える改正規定(同条第七号に係る部分に限る。)、同令第七十四条の次に二号を加える改正規定、同令第八十四条の改正規定(「又はアイルランド協定」を「アイルランド協定又はスイス協定」に改める部分を除く。)、同令第九十四条第二号の改正規定、同令第九十五条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分に限る。)、同令第九十六条に一号を加える改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分に限る。)、同令第九十八条の表に次のように加える改正規定(同表十一の項に係る部分に限る。)及び同令第二百二十七条の改正規定(「又はアイルランド協定」を「アイルランド協定又はスイス協定」に改める部分を除く。)、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条の改正規定、同令第十六条に一号を加える改正規定、同令第二十二条の次に二号を加える改正規定、同令第三十四条の改正規定及び同令第四十条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分に限る。)、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第二条の改正規定、同令第十六条に一号を加える改正規定、同令第二十二条の次に二号を加える改正規定、同令第三十四条の改正規定及び同令第四十条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分に限る。))並びに第四十一条及び同令第四十二条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分に限る。))並びに第四十二条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分を除く。))及び同令第四十二条に二号を加える改正規定(同条第十一号に係る部分に限る。)) 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生の日

附 則 (平成二十五年一月二三日政令第三四五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条に二号を加える改正規定(同条第五十五号に係る部分に限る。)、同令第九条第一項ただし書及び第十号の二第一項ただし書の改正規定、同令第二十一条に二号を加える改正規定(同項第十号に係る部分に限る。)、同令第二十四条の二の改正規定、同令第三十四条に一号を加える改正規定、同令第三十五条、第三十八条及び第四十条の改正規定、同令第五十条に二号を加える改正規定(同条第十五号に係る部分に限る。)、同令第五十七条の二の改正規定、同令第七十二条に一号を加える改正規定、同令第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項、第八十四条第三項並びに第八十八条の二及び第九十二条の二の改正規定、同令第九十五条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。)、同令第九十六条に一号を加える改正規定、同令第九十六条の二の改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。)、同令第九十八条の表に次のように加える改正規定(同表十三の項に係る部分に限る。)、同令第一百一条の三の改正規定、同条を同令第一百一条の四とし、同令第

百一条の二の次に一号を加える改正規定並びに同令第一百五号、第八号、第一百十三号の二及び第一百五号の二、第九号第一項及び第三項、第二百二十三号第一項及び第三項、第二百二十七号第三項並びに第三百三十四号の二及び第三百三十九号の二の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五号の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八号に一号を加える改正規定、同令第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号及び第三十四号第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。))並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五号の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八号に一号を加える改正規定、同令第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号及び第三十四号第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。))並びに同令第四十条の二並びに第四十四号イの改正規定、第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の八の次に二号を加える改正規定(同条第十七号の九に係る部分に限る。)、同令第七条の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。))並びに同令第四十二条の二並びに第四十六号第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五号の規定並びに次項の規定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生の日

附 則 (平成二十七年九月三〇日政令第三四八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月二八日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。